

愛宕駅西口駅前広場大屋根シェルター広告募集要項

(趣旨)

野田市都市整備課では、愛宕駅西口駅前広場大屋根シェルターに広告を投影し、対価を得ることで、愛宕駅西口駅前広場大屋根シェルター及びプロジェクターに係る維持管理費を補填し財政の健全化に寄与する。

1 募集内容

(1) 広告の媒体

- ・愛宕駅西口駅前広場大屋根シェルター及びプロジェクター
- ・以下の期間、時間帯で約3分おきに約10秒間シェルターに投影
 - シーズン1 令和8年11月1日から12月25日まで(17時から22時まで)
 - シーズン2 令和8年12月26日から令和9年2月28日まで(17時から22時まで)
 - シーズン3 令和9年3月1日から4月30日まで(18時から22時まで)
 - シーズン4 令和9年5月1日から8月31日まで(19時から22時まで)
 - シーズン5 令和9年9月1日から10月31日まで(18時から22時まで)

(2) 枠数及び掲載料

- ・枠数 各シーズン1枠
- ・掲載料 1枠当たり110,000円

(3) 募集期間

- ・令和8年7月7日(火)から令和8年8月7日(金)まで
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)

2 広告掲載の条件

(1) 市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者、市内在住の個人。

(2) 掲載規格

- ・投影範囲は直径約9m。

※レイアウト等は企業確定後に調整する。

- ・掲載内容は協賛企業名・個人名のみとする。

※企業ロゴ等については掲載可能。

(3) 広告掲載の範囲等に関しては野田市広告掲載取扱要綱に準ずる。

3 申込等

(1) 申込方法

・次に掲げる書類を野田市都市整備課窓口または郵送で提出。

- ① 愛宕駅西口駅前広場大屋根シェルター広告掲載申込書
- ② 確認書
- ③ 広告案(ロゴを使用する場合、様式の指定なし、広告の内容・デザインがわかるもの)
- ④ 会社の案内等(パンフレットがある場合)

4 選定・結果通知

(1) 選定方法

・各シーズン先着順にて決定する。

(2) 結果通知

・広告掲載決定通知書または非掲載決定通知書により通知する。

5 広告内容の決定

広告掲載内容については、審査をし、市長が決定する。

なお、審査によっては、掲載内容について変更及び確認を求めることがある。

6 広告掲載料金の支払い

掲載の決定後、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日までに、一括前納するものとする。また、既に納めた広告掲載料金は、契約期間内に広告掲載の中止となった場合でも還付しないものとする。

7 広告掲載の中止

次の各号でいずれかに該当する場合、広告掲載を中止することができるものとする。

- (1) 広告主が法令等に違反し、又はその他不正若しくは不誠実な行為をした場合
- (2) 広告主が破産等により存在しなくなった場合
- (3) 市政を連想させる表示を行い、市の事業と誤解される恐れのあるもの

- (4) 広告主から掲載中止の申し出があった場合
- (5) その他市長が不適切と認めるもの

8 広告主の責務

広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。広告主は、広告内容に関する問合せや苦情等への対応を迅速に行うものとし、問題が発生した場合は、広告主の責任において速やかにその解決に努めるものとする